

平成 26 年度の主な税制改正

区分	税目	項目	内容	適用
税額控除	法・所	生産性向上設備投資促進税制	産競法施行日～H28.3 取得価額 5% (建物構築物 3%) ～H29.3 取得価額 4% (建物構築物 2%) の税額控除 (本税 20%限度)	H26.4.1 を含む年度から
税額控除	法・所	中小企業者機械等の拡充延長	産競法施行日～H29.3 上記向上設備につき 30%償却を即時償却にし 7% (資本 30M 以下特定中小は 10%) 税額控除と選択 3 年延長 (控除額は 1 年繰越可)	H26.4.1 を含む年度から
税額控除	法・所	試験研究費増加額制度の延長	青色申告者で支出額が基準額を超え、かつ、増加額が比較額の 5%を超える場合は増加額×増加割合 (最大 30%) の税額控除	延長
税額控除	法・所	所得拡大促進税制の緩和延長	要件を緩和し 2 年延長。旧制度を適用していない H26.3 迄終了年度で新制度を満たした場合は、H26.4.1 を含む年度で上乘せ控除	H27.4.1 前終了年度～
税額控除	法・所	雇用促進税制	雇用促進税制を H26.3 まで開始年度 (個人 H26.12) から 2 年延長	
投資減税	法・所	中小少額償却	期限を 2 年延長	H28.3 までの取得
投資減税	法・所	既存建築物耐震改修投資促進	青色申告者で H27.3 までの耐震診断報告に基づき 5 年以内に改修工事を行った部分について、25%の特別償却	H26.4.1 以後の改修
投資減税	固	耐震改修既存家屋の固税減額	政府補助耐震改修家屋に係る建築士等証明添付市町村申告に基づき、完成翌年から 2 年固資産税 1/2 減額 (工事費の 2.5%を限度)	H26.4～H29.3 の改修工事
所得増税	所	給与所得控除の上限設定	現行：給与収入 15M 控除限度 2.45M⇒H28 年分：給与収入 12M 控除限度 2.3M⇒H29 年分：給与収入 10M 控除限度 2.2M	H28、H29 年分～
法人減税	法	復興特別法人税の前倒し廃止	復興法人税を 1 年間前倒しで終了し、その後、復興所得税は所得税と合わせて法人税から控除する	
法人減税	法	交際費等の損金算入	社外の者との飲食のために支出する費用の額の 50%を損金算入し、中小企業は 8M まで 100%損金と上記の選択適用	
法人増税	法	欠損金繰戻還付の停止	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰り戻し還付の停止 (H26.3 まで終了年度) を 2 年延長	
法人増税	法・所	税額特別控除の上限設定	試験研究費など複数の税額控除がある場合の控除上限を当期税額の 90%相当にする	
金融政策	譲	NISA の開設制限の緩和	一定の手続きのもとで非課税口座の再開ができる。ただし、すでに株式等を受け入れていた年分は再設定できない	H27.1 以後の届出
金融政策	譲	上場特定口座	受入可能な上場株式等の範囲に「ESOP 信託」を加える	
金融政策	所	財形貯蓄非課税の緩和	財形貯蓄について、育児休業等の申告に基づき開始直前から終了直後までの間は払込みがなくとも利子所得の非課税を認める	H27.4 以後の申告
住宅対策	所	マンション建替補償非課税	マンション建替円滑化法に伴い、借家権を有する者が受けた補償金のうち費用に充てた一定額は総収入金額に算入しない	
住宅対策	所	耐震中古住宅ローン控除	耐震不適合中古住宅の取得日までに耐震改修申請等をし、居住日までに工事を完了する場合はローン控除を適用する	H26.4 以後の取得居住
住宅対策	贈	住宅取得等資金非課税緩和	地震安全性基準不適合中古住宅であっても取得日までに耐震改修申請等をし、居住日までに完工したものは対象住宅に加える	
消費対策	車	車両関連税の改正	H25.4 以後取得の低燃費車両の取得税を引き下げ、H27.4 以後新規取得の三輪以上・既存二輪の H27 分軽自動車税を引き上げ	
消費対策	所	各種給付非課税	消費税引上簡素給付、子育て世帯臨時給付に所得税を課さない	
節税規制	所	同族会社私募債の利子所得	同族会社が H27.12 以前に発行した私募債等の利子で、その株主等が H28.1 以降に受けるものは 20%源泉分離の対象外	H28.1 以後の受取利子
節税規制	譲	非適格ストックオプション	権利行使時に課税される税制非適格ストックオプションを権利行使前に発行者に譲渡した場合の所得を株式分離課税から除外	H26.4 以後の予約権等の譲渡
節税規制	譲	特定居住用財産の買換特例	特定の居住用財産の買替交換圧縮の対価要件を 150M から 100M に縮小のうえ 2 年延長、居住用譲渡損の繰越も 2 年延長	H26.1 以後の譲渡
節税規制	法・譲	事業用資産の買換特例	10 年長期保有の 9 号買換えは H26.3 (個人 H26.12) で廃止し、その他の買換えについては要件を見直したうえで 3 年延長	
節税規制	譲	相続税譲渡取得費加算の縮小	相続土地の取得費加算を、譲渡対象地に対応する税額に見直し、譲渡後相続税確定も申告提出 2 月以内の更正請求を認める	H27.1 以後の譲渡
節税規制	譲	会員権等の譲渡損通算禁止	譲渡損をないものとみなす生活に必要でない資産の範囲にゴルフ会員権やリゾート会員権等を加える	H26.4 以後の譲渡
節税規制	消	簡易課税 6 種	簡易課税第 6 種事業 (不動産業) のみなし仕入率 40%と定める	H27.4 以後開始
整理	法・所	みなし配当事由の見直し	株式併合に反対する株主からの併合端数買取請求に基づく取得をみなし配当事由から除外する	会社法改正に従う
整理	法	その他会社法改正に伴う調整	監査等委員会設置会社の利益連動給与決定手続要件を見直し、使用人兼務役員となれない役員に監査等委員会取締役を加える	会社法改正に従う
整理	消	金銭債権の譲渡の課税売上割合	金銭債権の譲渡について、有価証券の 5%非課税と同様に取り扱う (売掛債権の扱いに言及なし)	H26.4 以後の譲渡
整理	国際	PE 帰属所得の見直し	外国法人が本邦に有する PE に帰せられる所得を国内源泉所得の一つとし、PE 本店間の内部取引文書の作成提示提出義務	H28.4 以後開始年度 (H29 年分)
整理	法住	法人住民税の国税移譲	法人住民税率を 4.4%引き下げ、国税「地方法人税」(法人税額の 4.4%) を創設する。	H26.10 以後開始年度から
整理	法事	事業税等の内訳見直し	地方法人特別税を縮小・事業税を拡大し、約 2～3 割を転嫁する (税負担総額は変わらず)	H26.10 以後開始年度から
整理	税理士	権限証書提出者の事前通知	税務職員に対し、税理士法第 30 条の書面を提出している税理士に対し調査通知義務、納税者同意時は代理人のみに通知可能	H26.7 以後の事前通知